

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和6年8月16日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	藤谷池地区	令和6年5月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	藤谷池地区	令和6年5月17日
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	打越地区	令和6年5月31日
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	北山地区	令和6年5月31日
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (機械揚水改修事業)	松ヶ浦園芸地区	令和6年4月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東条地区	令和6年4月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	高屋地区	令和6年5月31日
公文・西高篠地区共同施行	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道改修事業）	公文・西高篠地区	令和6年4月26日
吉野下久度地地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	吉野下久度地地区	令和6年4月30日